

令和7年第2回定例会会議録

四市複合事務組合議会

令和7年第2回四市複合事務組合議会定例会会議録

◎議事日程

令和7年8月20日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第3 認定第1号 令和6年度四市複合事務組合決算の認定について

第4 会議録署名議員の指名

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時1分開会

○議長（中央重則議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第2回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（中央重則議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（中央重則議員） この際、諸般の報告をいたします。
報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（中央重則議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
また、日頃より四市複合事務組合の事業に対しまして深い御理解、御協力をいただいておりますこと、改

めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日、御審議をお願いする案件につきましては、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び令和6年度四市複合事務組合決算の認定の2件でございます。議員各位におかれましては、この案件につきまして御審議をいただいた上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

組合議会並びに関係市の皆様には、引き続き本組合に御支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げて招集の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願います。

○議長（中央重則議員） ありがとうございました。

○議長（中央重則議員） これより日程に入ります。
日程第1、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中央重則議員） 御異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（中央重則議員） 次に、日程第2、議案第1号四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

〔議案第1号は巻末に掲載〕

○議長（中央重則議員） 提出者から説明を求めます。

○管理次長（谷内悟朗） 本日、議案第1号としまして、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただければと思います。

今回、特別養護老人ホーム三山園につきましては、皆様にお力添えをいただきまして、本年4月1日付で社会福祉法人への事業譲渡が完了しております。このことに伴いまして、三山園職員に対する四市複合事務組合独自の手当の支給がなくなりましたので、会計年度任用職員の給与等に関する条例につきましても、常勤職員と同様に船橋市の条例を準用するため、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例を改正し、併せて四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を廃止する必要がありますことから、今回、条例を議案として提出しております。

なお、経過措置といたしまして、廃止前の条例の規定によりなされた給与等の支給その他の行為につきまして、準用する船橋市の会計年度任用職員の給与等に関する条例の相当規定によりなされた行為とみなすこととしております。

この条例の施行日は令和7年10月1日となります。

簡単ではございますが、以上が条例案の説明となります。

○議長（中央重則議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 御説明ありがとうございます。議案第1号の改正条例なんですけれども、今、御説明がなかった部分も条例改正の中に入っていると思います。

それで議案書の2ページを開いていただきますと、

2条の中に「第22条を除く」ということで、今回、船橋市の旅費規定の中、これまでは全部準用していたものを新たに22条だけ除外するというのが入っております。これはどういうことなのか、御説明いただければと思います。

○議長（中央重則議員） 答弁を求めます。

管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 説明不足の部分があり申し訳ございません。船橋市の職員の旅費に関する条例では、先ほど御指摘がありましたとおり、通常の旅費の支給とは別に22条の規定で、市内出張におきましても、旅費が支給できるものを限定的に定めておりましたが、当組合につきましては、関係4市も在勤地内と考えられることや、現実的に市内出張に限定となる事例もなかったことから、今回除外をさせていただいております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） それと同様に、もう一つ、この中には、船橋の旅費の規定の(1)は市内の旅費で、(2)は天災、公務上その他やむを得ない事情により宿泊する場合も規定されているんですけれども、これも除外しちゃうと、皆さん、困ることにならないんですか。

○議長（中央重則議員） 答弁を求めます。

管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘のあった内容につきましては、今回、限定的に22条を外したのは、あくまでも市内の出張に限る規定を除外するという形になり、旅費の規定の中には市内だけではなく、市外の規定もございます。こちらの市外のもの、いわゆる全体的な旅費の中で、今お話しした災害時の支給等につきましても対応ができるということで、今回除外をさせていただいた形になっております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 確認しますと、市内という規定を取ることによって、市内も市外も旅費の規定で対応できるようになったんだという理解でいいんでしょうか。

○議長（中央重則議員） 答弁を求めます。
管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） はい、御指摘のとおりでございます。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） もう1点なんですけれども、4市それぞれ給与条例があると思うんですね。最近、船橋市以外の市で船橋市よりもいい給料の自治体もあるということを知ったんですけれども、各市によって給与条例が違うことによって、四市に派遣された職員さんが不利になるようなことはないのかどうか、確認したいんです。

○議長（中央重則議員） 答弁を求めます。
管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘がありましたとおり関係4市の給与条例につきましては、管理職手当や特殊勤務手当、地域手当など、金額に違いがある部分も多少あるんですけれども、基本的に組合に派遣されている職員の給与につきましては、各市の条例に基づいて支給されておりまして、例えば鎌ヶ谷市から来ている職員につきましては鎌ヶ谷市のほうから支給されている、八千代市から来ている職員については八千代市のほうから支給されていると。その分を、後日、こちらのほうが負担金としてお支払いをするという形になっておりますので、今回の改正によりまして給与等が下がるなどの不利益の変更はないものとなります。

以上です。

○議長（中央重則議員） ほかにありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
.....

○議長（中央重則議員） 次に、討論に入ります。
なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。
討論はありますか。
〔「はい、あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 賛成討論をいたします。

三山園の廃止については反対をしてくれていたんですけれども、既に廃止されて支給対象がなくなったことによる給与条例の改定であり、会計年度任用職員については、条例が廃止されても、年度途中の給与改定の際、遡及可能な対応が行われていて不利益が生じないということが分かりました。

それから、旅費の規定なんですけれども、確かに船橋市の旅費規定というのは「市内」という言葉で、4市市内ではなくて、どこの市の市内なのかという、今までもしかしたらそういう矛盾があったのかなということも感じたので、今回を機に改正するというのは合理的かなと思いました。

以上の理由で賛成いたします。

○議長（中央重則議員） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 次に、反対討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中央重則議員） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） これより採決に入ります。
本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中央重則議員） 起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（中央重則議員） 次に、日程第3、認定第1号令和6年度四市複合事務組合決算の認定についてを議題といたします。

〔認定第1号は巻末に掲載〕

○議長（中央重則議員） 提出者から説明を求めます。
○事務局長（白土太） 認定第1号令和6年度四市複合事務組合決算の認定につきまして、令和6年度四市複合事務組合決算書にて御説明させていただきます。
まず、1ページからが歳入歳出決算書になります。

2ページをお開きください。歳入につきましては、予算現額の合計23億5,920万6,000円に対し、収入済額の合計が24億3,248万4,133円で、収入率は103.1%でした。1款サービス収入の不納欠損額24万5,757円と収入未済額68万9,812円につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、4ページをお開きください。歳出につきましては、予算現額の合計23億5,920万6,000円に対し、支出済額の合計が22億2,478万7,588円で、執行率は94.3%でした。

5ページ、表下の歳入歳出差引残高は2億769万6,545円で、令和7年度への繰越しとなります。

次に、7ページからの歳入歳出決算事項別明細書につきまして御説明いたします。

8ページをお開きください。歳入になります。1款サービス収入は、三山園の介護サービスに対する介護給付費と自己負担金による収入で、収入済額が5億773万9,887円で、予算現額に対し54万8,887円の増となりました。収入済額が予算現額を上回った理由といたしましては、介護給付費収入につきましては、利用実績人数が予算積算人数よりも少なかったため、予算現額を139万5,689円下回りましたが、自己負担金収入につきましては、介護報酬の改定により、令和6年8月から居住費が1日につき60円引上げとなったこと、過年度に係る施設利用料の未納額分の一部について納付があったことなどにより、予算現額を194万4,576円上回ったことによるものです。

不納欠損額24万5,757円は、三山園に長期入所していた利用者1名の令和5年11月から令和6年2月利用分の未納額であり、本人がお亡くなりになったため相続人に請求していましたが、相続人に対し破産の免責決定がなされたことにより回収不能となったことから、準用する船橋市予算会計規則第51条第1号の規定に基づき、令和7年2月19日に不納欠損としたものです。

収入未済額68万9,812円は、三山園に長期入所していた利用者1名の令和3年12月から令和4年12月利用分の未納額であり、本人がお亡くなりになったため、相続人2名に請求しております。このうち1名の23万

9,906円につきましては、令和7年5月に完納しており、もう1名の44万9,906円につきましては、毎月2万円で分割納付していただいております。完納は令和9年の2月を予定しております。

2款分担金及び負担金は関係市の分賦金で、予算現額、収入済額、ともに10億5,518万3,000円でした。

10ページをお開きください。3款使用料及び手数料は、主に斎場使用料で、収入済額は3億1,656万6,126円で、予算現額を1,552万8,126円上回りました。これは死亡者の増加に伴い、火葬使用料、式場使用料、遺体保管室使用料の使用件数が見込みを上回ったことなどによるものです。

4款県支出金は、三山園に対し、千葉県から医療機関等物価高騰対策支援事業給付金として3万円の給付があったものです。

5款財産収入は、主に2目財産貸付収入における馬込斎場及びしおかぜホール茜浜の売店貸付料で、収入済額は693万円で、予算現額を112万円上回りました。

12ページをお開きください。7款繰入金は退職手当基金繰入金で、三山園の事業譲渡に係る職員の退職に伴い、退職手当基金から1億5,598万円を繰り入れたものでございます。

8款繰越金は令和5年度からの繰越金で、3億1,932万413円でした。

9款諸収入は納骨容器等売払収入、雑入、残骨灰売払収入の収入で、収入済額7,073万4,707円で、予算現額を1,144万7,707円上回りました。主に3節残骨灰売払収入において、収入済額6,549万8,730円で、予算現額を1,150万9,730円上回ったことなどによるものです。これは、1件当たりの有価金属等の含有量の低下や取引価格の変動などを考慮し、予算単価を低く抑えていましたが、実際の契約単価が予算を上回ったことなどによるものです。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、14ページからは歳出になります。1款議会費は組合議会の運営に要する経費で、支出済額は116万2,669円、不用額は18万1,331円でした。

2款総務費は特別職及び事務職員の人件費と組合事務局の運営経費で、支出済額は3億385万4,900円、不

用額は586万6,100円でした。不用額の主なものは、人件費において、時間外勤務の削減などにより256万4,940円の不用額が生じたこと、役務費において、指定金等窓口振込手数料及び口座振替収納手数料の支出がなかったことなどにより、141万5,739円の不用額が生じたことなどによるものです。

16ページをお開きください。3款民生費は特別養護老人ホーム三山園の管理運営の経費で、支出済額は7億9,804万3,709円、不用額は3,723万4,291円でした。1目老人福祉総務費においては、1,138万6,717円の不用額が生じております。主な理由といたしましては、12節委託料において、予算計上時の見込みより派遣職員数が少なかったことにより、派遣職員委託料などで772万7,822円の不用額が生じたことなどによるものです。

18ページをお開きください。2目老人福祉施設費においては、2,584万7,574円の不用額が生じております。主な理由といたしましては、12節委託料と14節工事請負費が予算を下回ったことなどによるものです。

12節委託料では、調理業務委託料で126万7,200円、警備委託料で141万6,680円の不用額が生じたことなどによるものです。

14節工事請負費では、三山園冷温水発生機冷却塔交換工事費で2,066万5,480円の不用額が生じたことによるものです。

4款衛生費は、馬込斎場及びしおかぜホール茜浜の管理運営の経費で、支出済額は5億4,297万3,153円、不用額は4,580万6,847円でした。

1目斎場総務費においては、395万4,475円の不用額が生じております。主な理由といたしまして、1節報酬から4節共済費までの人件費と17節備品購入費が予算を下回ったことなどによるものです。人件費では、予算計上時より職員が1名減となったことなどにより178万4,429円の不用額が生じたことによるものです。

17節備品購入費では、斎場予約システムサーバー等機器購入で153万6,590円の不用額が生じたことによるものです。

20ページをお開きください。2目斎場施設費においては、4,185万2,372円の不用額が生じております。主

な理由といたしましては、10節需用費と12節委託料が予算を下回ったことなどによるものです。

10節需用費では、電気料で1,637万2,305円、ガス料で1,260万8,697円の不用額が生じたことなどによるものです。

12節委託料では、樹木管理等委託料で156万7,500円、火葬業務等委託料で140万1,400円の不用額が生じたことなどによるものです。

5款公債費は組合債の償還金で、しおかぜホール茜浜整備事業や馬込斎場大規模改修事業などの元金、利子で、支出済額は5億7,875万3,157円で、不用額は32万9,843円でした。

なお、最終償還年度は、しおかぜホール茜浜整備事業債は令和20年度、令和4年度に借りました馬込斎場大規模改修事業債は令和24年度です。

6款予備費の充当はありませんでした。

以上が令和6年度歳入歳出決算事項別明細書の説明となります。

次に、23ページからは実質収支に関する調書になります。

24ページをお開きください。3の歳入歳出差引額が2億769万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源がなかったことから、5の実質収支額も同額となります。

最後に、25ページからは財産に関する調書になります。

26ページの1、公有財産では、土地及び建物の令和6年度中の増減高はありませんでした。

28ページの2、物品につきましては、令和6年度中に棺運搬車1台が増となっております。

29ページの3、基金では、退職手当基金が前年度末現在高から1億5,350万円の増で、決算年度末現在高は2億1,746万円となっております。三山園施設等整備基金は前年度末現在高から増減なしで、決算年度末現在高はゼロ円となっております。

なお、欄外に記載しておりますが、基金には出納整理期間がなく、基準日が3月31日となっております。

出納整理期間中に取り崩しました退職手当基金1億5,048万円は、この増減額に含まれておりません。

以上が令和6年度四市複合事務組合の決算になりま

す。

説明は以上でございます。

○議長（中央重則議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 御説明ありがとうございます。

まず最初に、三山園が令和6年度事業譲渡ということなんですけれども、それに関わる支出というのはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 三山園の廃止に関する支出ということなんですけれども、先ほど御説明させていただきました、三山園の退職手当として約1億5,600万円、介護業務委託料として801万円、移譲先法人選定に係る委員報酬として20万円ほど、総額1億6,421万8,627円支出しております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 引継ぎ業務には、支出というのはなかったんですか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 引継ぎにつきましては、協定の中で費用が発生しない形で人を派遣してもらうという形で行ってございましたので、費用が発生しておりません。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） あと、今、介護業務委託料というのが三山園の関係でありましたけれども、それは何ですか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） こちらは、退職する職員が最終的に有給休暇を取ることがございまして、当初は派遣会社による派遣で補充を予定していたんですけれども、三山園職員と同等のサービスを提供する職員の確保というのがなかなか困難な状況でございました。

その中で、移譲先法人である千歳会に依頼しまして、千歳会のほかの施設で働いている優秀な職員の方であ

ったりとか、あと譲渡後、三山園で勤務予定の介護職員を前倒しして、移譲前の2月から派遣してもらうよう委託契約を結びまして、安定的なサービス提供を確保したのになります。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） それから、支出は発生しなかったということなんですけれども、事業譲渡に当たって、引継ぎはどのように行われたのでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 引継ぎにつきましては、まず、移譲先法人が決定後に、利用者家族に対しまして、千歳会とともに事業等に係る説明会を開催して個別に契約の説明をさせていただいております。

あと、安定的な事業譲渡には、今まで働いていた職員に可能な限り三山園での勤務を継続してもらえる、ここが一番重要だと考えておりましたので、職員に対しまして、千歳会とともに事業譲渡に係る説明会を開催した上で、別途、個別面談を実施しております。個別面談におきましては、譲渡後、職員はどうしても不安とか疑問点等があるかと思っておりますので、聞き取りを行い、不安点等を千歳会と共有させてもらいまして、可能な限り安心して勤務してもらえるよう、細かい疑問点等でありましても、希望がありましたら何度も面談を実施させていただいております。

また、千歳会からも、先ほど引継ぎのお話がありましたが、10月から引継ぎの職員を派遣してもらいまして、職員との面談、打合せ、あと業務上必要な引継ぎ事項の確認をして、介護現場にも視察してもらい一緒に働いてもらうなど、可能な限り職員の意見であったりとか要望等を考慮した上で、職員が働きやすい職場環境を整備できるよう、意見交換を行いながら引継ぎを行っております。結果として、約6割を超える職員が引き続き三山園で働いてくれたことにより、利用者及び利用者家族にとっても大きな不安がなく、事業譲渡ができたものと考えております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 三山園の公債費が残ってい

たんじやないかと思うんですけども、償還金については、どういう対応をされたんでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 三山園の借入れにつきましては、令和6年度中に全額の繰上償還を行っておりますので、現在におきましては、地方債残高はない形になっております。金額としては約1,200万ほどあったんですが、それ全てを償還しております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 三山園の関係は大分整理、清算してきているんだというのが分かるんですけども、三山園関連で7年度に持ち越されるような収支というのはあるんですか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 令和7年度に持ち越される収支につきましては、実は多少ございまして、まず歳出としまして、三山園の3月分の施設利用料を利用者や国保連に請求するために使用していた介護保険システムの保守手数料と、3月の施設利用料を利用者から徴収するための集金代行サービスの手数料の支払いがございまして、万が一に備え、4月から9月までの保守契約となっておりますことから、10月頃に支出をする予定となっております。集金代行サービスにつきましては、口座振替手数料になりますので、今後利用する予定がないので解約を行いまして、既に支払いを終わっております。

歳入としましては、3月の利用者のうち2名につきまして、介護認定の更新、あと負担限度額認定の審査により、請求金額が確定せずに請求納付時期が遅れての収入になりましたが、その際の介護保険収入及び利用者負担収入につきましても、既に納付をしていただいております。

あと、先ほど決算のときに説明させていただきました未収金につきましては、説明したとおりとなりますので割愛させていただきますが、令和9年の2月まで毎月2万円の分割納付が続くという形になります。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） かなり清算が進んで、あと僅かだというのがよく分かったんですけども、そうすると4市の分賦金が、決算で言いますと、民生費の関係が3億5,500万ちょっと、4市が負担をしているのがありますよね。そうすると、これが7年度からはほぼなくなる、負担が軽くなると考えていいんでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 令和6年度の方賦金の決算額、先ほど御説明させていただきましたとおり10億5,518万3,000円となっております、そのうち三山園に係る分賦金は3億5,546万円となっておりますが、今後につきましては斎場に係る分賦金のみとなりまして、令和7年度予算では7億9,630万3,000円を計上しております。

ただ、先ほど説明させていただいた馬込斎場の大規模改修に係る起債の償還が来年度から始まりますので、今後は約9億円前後で推移していく見込みとなります。御質問ありました三山園の分につきましては、共通経費の総務費の分が多少残りますが、基本的には一通りない形で進んでいく形になります。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） もう1点、三山園の建物と土地については、どういう契約になっているんでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 土地と建物の契約につきましては、特別養護老人ホームの事業継続を前提としまして、土地につきましては30年間の無償貸付け、建物につきましては無償譲渡にて契約を締結しております。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 法人にとってはすごく有利な契約になっていると思うんですけども、30年って、かなり長いですね。30年間、千歳会が介護事業所を運営し続けられる保証があるかというのと、ちょっと分からないかな。途中で事業譲渡するとか、仕事を

辞めちゃうとか、そういうことも可能性としてはあるんじゃないかと思えますけれども、そういう場合はどうなるのでしょうか。

○議長（中央重則議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 現実的に、直近、特別養護老人ホームの運営は、物価高騰などの影響を受けて、どこも全体の4割ほど赤字経営という中、運営自体が難しいということがございますので、30年間ずっとちゃんと続けられるかどうかという担保、保証みたいなものは正直なかなか難しいところだと思っています。

ただ、現状、三山園の運営は、ここ4か月ぐらいなんですけれども、今、千歳会の入所者の割合、もともとこちらの四市の運営の中でも92～93%と、それなりの高い入所率は誇っていたんですが、法人が変わった後、短期入所も合わせまして大体95%から97%ぐらい。短期入所については98%ぐらいまでいったと思うんですけれども高い入所率を誇っていて、運営としては、民間事業者の中ではすごく優秀だと思っています。

実際問題、途中でもし運営がうまくいかなかった場合につきましては、これはほかの法人も同じなんですけど、指導監査部門のほうでの指摘が入る中、運営を継続して利用者が困らないような形で、事業譲渡だったりとか、あとは運営の形態を変えていったりとか、そういった中で運用していく形になるかと思っています。もし特別養護老人ホームとして運営ができなくなった場合につきましては、更地にして土地を戻してもらおうという形の契約になっております。ただ、その中では、特別養護老人ホームを残して利用者様が困らない形を取るのが一番重要かと思えますので、そこを念頭に対応していく形になるかなと思います。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） はい、分かりました。

最後に1点、ちょっと三山園とは違うんですけれども、決算書の13ページの納骨容器等売払収入と残骨灰売払収入の関係なんですけど、火葬した後の御遺骨の扱いが関東と関西とでかなり違うという話を聞きまして、関東だと、ほとんどのお骨をつぼに入れて持って

帰るわけですけれども、残されることもあるということを知りました。

それで、御遺骨の引取りについてはどこまで引き取るとか、そういう基準というのがあるのかなのか。それと、御遺骨を持って帰るときの容器というのは何か決まりがあるのかどうか。すみません、教えてください。

○議長（中央重則議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（白土太） まず、火葬後のお持ち帰りになるお骨の量につきまして、規定は特にございません。関東では7寸とあって、議員もおっしゃられました、ほとんど持ち帰るような量になっております。また、関西圏ですと、お骨の一部だけを持って帰るような形の小さい納骨容器をお使いになっております。

私どもは馬込斎場としおかぜホール茜浜のほうでは、お骨をお持ち帰りいただく際に納骨容器を用意しております。毎年入札している関係で頒布の金額は異なるんですが、大半のお骨を持ち帰る場合には骨つぼと風呂敷、桐箱と、その箱を覆う布覆いを一式としまして、7寸で2,937円、5寸が2,137円、あと3寸には桐箱がないんですが、骨つぼと風呂敷と布覆いの一式としまして1,056円を用意しております。特に私どもが用意している納骨容器等を使わなくても、容器に規定はございませんが、故人様の供養の方法とかを考慮していただくことが大切かと思えます。

以上です。

○議長（中央重則議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 無知だったのでちょっとびっくりだったんですけれども、例えば喉仏のところだけを何か布に包んで持ち帰って、あとは引き取ってくださいということもあり得るんですか。

○議長（中央重則議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） お骨の一部でも持ち帰っていただくことを火葬場のほうではお願いしております。持ち帰る際に、今、布にということだったんですが、まだ多少の熱がありますので、その辺のやけどとかをしないようなもので用意いただければと思います。

以上です。

[岩井友子議員「ありがとうございます。
了解です」と呼ぶ]

○議長（中央重則議員） ほかにありませんでしょうか。
木村議員。

○12番（木村孝議員） 御説明ありがとうございます。
歳入の諸収入のうち、残骨灰売払収入というのが約
6,500万円計上されておりますが、そもそもこの残骨灰
というのは、恐らく貴金属なんかも含めての話だと思
うんですが、具体的にどのようなものを指すのでしょ
うか。

また、売払い後の受託業者において、これをどのよ
うに処理していくのか伺います。

併せまして、この残骨灰売払収入というものが導入
された背景や経緯について教えていただければと思い
ます。

○議長（中央重則議員） 答弁を求めます。
事務局長。

○事務局長（白土太） 残骨灰につきまして、ちょっ
と答弁の順番が前後してしまいますけれども、まず導
入した背景というところでは、馬込斎場では、以前、
火葬が終わった後にどうしても残ってしまいます残骨
灰につきましては、火葬業務委託の中に含めて処理を
しておりました。ただ、この処理につきまして、最終
的に処分の仕方が不透明であったことから、今回の売
却という形を取っております。

また、馬込斎場、しおかぜホールから収集した残骨
灰は、業者が分別の工場に持ち込みまして残骨灰、金
属類に分類されております。残骨と残骨灰につきまし
ては寺院に埋葬され、供養をさせていただいております。
これは契約上で規定しております。また、金や銀、パ
ラジウム、その他の金属以外につきましては、破碎、
焼却などをいたしましてコンクリートの骨材などにリ
サイクルされております。

以上です。

○議長（中央重則議員） 木村議員。

○12番（木村孝議員） 承知しました。ありがとうご
ざいます。

○議長（中央重則議員） ほかに質疑はありませんか。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中央重則議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（中央重則議員） 次に、討論に入ります。

なお、討論がある場合は不認定討論と認定討論を交
互に行います。

討論はありますか。

[「はい、あります」と呼ぶ者あり]

○議長（中央重則議員） これは不認定のほうですか。

[「不認定で」と呼ぶ者あり]

○議長（中央重則議員） 不認定討論を行います。
発言を許します。

○6番（岩井友子議員） 不認定の立場で討論を行
います。

公立の特別養護老人ホーム三山園を民間に譲渡した
ことは認められないので、不認定といたします。21億
9,342万2,000円の事業費をかけて建て替えた三山園は
財政的にも4市に支えられ、安定的な運営が保証され
る、そういう特別養護老人ホーム、公立の介護施設と
して特別な役割を持っていました。残念なことに、労
基法違反で摘発される不祥事を起こし改善を図ってき
ましたけれども、赤字の常態化を理由に事業譲渡する
に至っています。使用者が果たすべき最低の労働条件
さえ守られなかったことが、結果的に4市の市民の財
産である三山園を民間に譲渡せざるを得なくなった要
因の一つだというふうにも思います。三山園を4市の
施設として、4市の市民の介護のとりでとなるように
力を尽くしてほしかったと思います。

これからも引き続き三山園についてはいろいろ注視
をしていただきたいと思いますけれども、当初
申し上げたとおり、民間譲渡を認められないというこ
とで、本決算については不認定といたします。

○議長（中央重則議員） ほかに不認定討論はありませ
んか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中央重則議員） 次に、認定討論はありません
か。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中央重則議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（中央重則議員） これより採決に入ります。
本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。
[賛成者起立]

○議長（中央重則議員） 起立多数であります。
よって、本件は認定することに決しました。

会計管理者	檜 舘 洋 子
事務局長	白 土 太
管理次長	谷 内 悟 朗
管理係長	伊 藤 亮 介
しおかぜホール番匠齋場長	坂 尻 知 子
馬込齋場長	齋 藤 寿 久
代表監査委員	栗 林 紀 子

○議長（中央重則議員） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に服部友則議員及び高橋けんたろう議員を指名します。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	央 重 則
四市複合事務組合議會議員	服 部 友 則
四市複合事務組合議會議員	高 橋 けんたろう

○議長（中央重則議員） 以上で、本定例会の会議に付されました事件の審議は全て終了しました。

○議長（中央重則議員） これをもちまして、令和7年第2回四市複合事務組合議会議定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午後2時47分閉会

[出席者]

◇出席議員（12人）

議 長	央 重 則
副議長	林 隆 文
議 員	芝 田 裕 美
	森 谷 宏
	高 橋 けんたろう
	葛 生 正 文
	小 平 奈 緒
	岩 井 友 子
	大 塚 裕 介
	服 部 友 則
	木 村 孝
	宮 本 泰 介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	柳 生 正 毅